

令和4年9月27日  
四国電力送配電株式会社

## 台風14号により被災されたみなさまに対する託送料金等の特別措置について

このたびの台風14号により被災されたみなさまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風14号により災害救助法が適用された高知県の全市町村およびその隣接する市町村において、被害に遭われたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合には、託送料金等について特別措置を講じることとし、令和4年9月20日、経済産業大臣に申請し、本日認可を受けましたので、お知らせいたします。

### 1. 対象地域

令和4年9月18日に災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村  
[災害救助法が適用された市町村]

高知県：全市町村

[隣接市町村]

徳島県：三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町

愛媛県：上浮穴郡久万高原町、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、西条市、新居浜市、四国中央市

### 2. 特別措置の内容

#### 【小売電気事業者さま】

今回の特別措置の対象地域で被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さまからお申し出があった場合は、以下の特別措置を適用いたします。

#### (1) 接続送電サービス料金等<sup>\*1</sup>の料金算定日の延長

被災されたお客さまに係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年8月分（支払期日が災害救助法適用日<sup>\*2</sup>以降となるものに限る）、9月分および10月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

#### (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災されたお客さまに関して、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の翌月分から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は申し受けません。

#### (3) 工事費負担金<sup>\*3</sup>の免除

被災されたお客さまに関して、被災時から引き続き全く電気を使用されないで需給契約を廃止し、被災前の契約をこえない内容で令和5年3月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

#### (4) 臨時工事費<sup>\*4</sup>の免除

被災されたお客さまに関して、令和5年3月末日までに臨時接続送電サービスのご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する接続送電サービス料金等の免除

被災されたお客さまに関して、電気設備が使用不能となった場合は、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける諸工料<sup>※5</sup>の免除

被災されたお客さまに関して、令和5年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

今回の特別措置の対象地域で被災されたお客さまからお申し出があった場合は、以下の特別措置を適用いたします。

(1) 電気料金の支払期日<sup>※6</sup>の延長

被災されたお客さまの令和4年8月分（支払期日が災害救助法適用日<sup>※2</sup>以降となるものに限る）、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の翌月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止し、被災前の契約をこえない内容で令和5年3月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに契約期間が1年未満の電気のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合は、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける諸工料の免除

被災されたお客さまが、令和5年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※1 小売電気事業者さまが、当社設備を介して当社エリアに電気を供給する際の料金。小売電気事業者さまから当社に対して、お支払いいただくもの。

※2 上記1の対象地域のうち、複数の日に災害救助法の適用または隣接市町村に該当する場合は、最初に該当した日を適用いたします。

※3、4、5 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※6 支払期日は、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

■本件に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、当社託送サービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

託送サービスセンター TEL. 050-8801-3759

受付時間 : 午前9時から12時、午後1時から午後5時

※ 土曜日、日曜日、祝日は除く

以上